

議案第 28 号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

審議会等委員のうち、特に高度な資格、知識及び経験を有する者の報酬額の見直し
を行いたいため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総合計画審議会委員の項、環境審議会委員（特別委員を含む。）の項、都市計画審議会委員（臨時委員を含む。）の項及び景観審議会委員の項中「8,700」を「8,700。ただし、大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者については、6,000を加算する。」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支払われた報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。